

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（別表第 1）
の一部を改正する省令について

（諮問理由）

農薬取締法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の農薬について水質汚濁に係る登録保留基準が設定されたことに伴い、当該農薬の使用に当たっては、止水期間を設定することにより水田から当該農薬が流出することを防止するための措置を講じる必要が生じたことから、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省、環境省令第 5 号。）第 7 条に規定する別表 1 に下記の農薬を追加することについて諮問するものである。

記

3 クロロ 4, 4 ジメチル 1, 2, 3 チアジアゾール 5 カルボキ
サニリド（別名チアジニル）

5 - t e r t - ブチル - 3 - (2 , 4 - ジクロロ - 5 - イソプロポキシフェニル)
- 1 , 3 , 4 - オキサジアゾール - 2 (3 H) - オン（別名オキサジアゾン）

オキサジアゾン

概要

用途	除草剤						
化学名	5 - tert - ブチル - 3 - (2 , 4 - ジクロロ - 5 - イソプロポキシフェニル) - 1 , 3 , 4 - オキサジアゾール - 2 (3 H) - オン						
製剤	オキサジアゾン(12%)乳剤						
適用雑草の範囲及び使用方法	製剤	作物名	適用雑草名	使用方法			
				使用量	使用時期	使用回数*	方法
	移植水稻	水田一年生雑草及びマツパイ	500mL/10a	植代時 (移植4日前まで)	1回	原液湛水散布	
直播水稻	350~500 mL/10a		湛水直播植代時 (は種4日前まで)				

* 本剤及びオキサジアゾンを含む農薬の総使用回数

水質汚濁に係る登録保留基準値

一日摂取許容量 (ADI)	0.0036 mg/kg・日 (無毒性量 0.36 mg/kg・日 / 100)		
一日摂取許容量 (人当たり)	0.1894 mg/日・人 (0.0036 mg/kg・日 × 52.6 kg)		
水質汚濁に係る基準値 (水田水中濃度)	$0.1894 \text{ mg ADI (1人・1日)} \times \frac{0.1}{10\% \text{配分}} / \frac{2}{1 \text{日} 2 \text{ L 摂取}} \times \frac{10}{\text{希釈倍率の戻し}}$		
	0.09 mg / L		

水質汚濁性に関する試験 (モデル水田試験)

試験期間合計濃度 (止水期間を除く)	本田使用: 0.4372 mg/L (止水期間3日)		
水田水中平均濃度 (150日間平均値)	$0.4372 \text{ mg/L} \times \frac{1}{150 \text{ 合計濃度 (本田)}} / \frac{1}{150 \text{ 使用回数}} / 150 \text{ 日}$		
	0.0029 mg/L		

結論

水質汚濁に係る基準値 (水田水中濃度) > 水田水中平均濃度 (150日間平均値)

止水期間を3日とした場合上記を満足することから「止水期間」を設ける必要がある。

チアジニル

概要

用途	殺菌剤						
化学名	3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド						
製剤	チアジニル(12.0%)粒剤 チアジニル(6.0%)粒剤等						
適用病害の範囲及び使用方法	製剤	作物名	適用病害名	使用方法			
				使用量	使用時期	使用回数*	方法
		稲	いもち病	育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当たり50g	は種時覆土前～移植当日	3回以内(本田は2回以内)	本剤の所定量を育苗箱中の苗(籾)の上から均一に散布する。
		稲		3kg/10a	葉いもちの初発20～7日前(収穫45日前まで)		湛水散布

* 本剤及びチアジニルを含む農薬の総使用回数

水質汚濁に係る登録保留基準値

一日摂取許容量 (ADI)	0.04 mg/kg・日 (無毒性量 4 mg/kg・日 / 100)		
一日摂取許容量(人当たり)	2.1040 mg/日・人 (0.04 mg/kg・日 × 52.6 kg)		
水質汚濁に係る基準値 (水田水中濃度)	$\frac{2.1040 \text{ mg}}{\text{ADI (1人・1日)}} \times \frac{0.1}{10\% \text{ 配分}} / \frac{2}{1 \text{ 日 } 2 \text{ L 摂取}} \times \frac{10}{\text{希釈倍率の戻し}}$		
	1.0 mg / L		

水質汚濁性に関する試験(モデル水田試験)

試験期間合計濃度(止水期間を除く)	箱使用 : 2.5697 mg/L (代謝物込み)(止水期間0日) 本田使用 : 2.4891 mg/L (代謝物込み)(止水期間3日)
水田水中平均濃度(150日間平均値)	$\frac{(2.5697 \text{ mg/L} \times 1 + 2.4891 \text{ mg/L} \times 2)}{\text{合計濃度(箱) 使用回数 合計濃度(本田) 使用回数}} / \frac{150}{150 \text{ 日}}$
	0.05031 mg/L (代謝物込み)

結論

水質汚濁に係る基準値(水田水中濃度) > 水田水中平均濃度(150日間平均値)
止水期間を3日とした場合上記を満足することから「止水期間」を設ける必要がある。

農薬取締法（抜粋）

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一～六（略）

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八～十（略）

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

環境省告示

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（水質汚濁に係る登録保留基準関係部分の抜粋）

4 法第2条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い水田において当該種類の農薬を使用した場合に、その使用に係る水田の水中における当該種類の農薬の成分の150日間における平均濃度が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る基準（人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められたものに限る。以下この号において同じ。）において定められた当該成分の基準値の10倍を超えることとなる場合（当該成分に係る同条の規定に基づく水質汚濁に係る基準が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績、使用方法等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合）は、法第3条第1項第7号（法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

農林水産省・環境省令第五号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。
平成十五年三月七日

農林水産大臣 大島 理森
環境大臣 鈴木 俊一

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（表示事項の遵守）

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
 - 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 当該食用農作物等の生産に用いた種苗のは種（果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫）から当該食用農作物の収穫に至るまでの間、規則第七条第二項第四号に規定する総使用回数を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

（くん蒸による農薬の使用）

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

（航空機を用いた農薬の使用）

第四条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（ゴルフ場における農薬の使用）

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

（住宅地等における農薬の使用）

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（水田における農薬の使用）

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（帳簿の記載）

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

（作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の廃止）

第二条 作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令（昭和四十六年農林省令第二十四号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 第二条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「食用農作物等」とあるのは、「食用農作物等（農林水産大臣の承認を受けた食用農作物等を除く。）」と読み替えるものとする。

別表第一（第七条関係）

- 一 S - (四 - クロロベンジル) - N・N - ジエチルチオカーバメート（別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ）を含有する製剤
- 二 ニ - アミノ - 三 - クロロ - 一・四 - ナフトキノン（別名ACN）を含有する製剤
- 三 三 - アリルオキシ - 一・二 - ベンゾイソチアゾール - 一・一 - ジオキシド（別名プロベナゾール）を含有する製剤
- 四 ニ - イソプロピルフェニル - N - メチルカーバメート（別名MIPC又はイソプロ

カルブ)を含有する製剤

五 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酢酸エチル (別名MCPAエチル)を含有する製剤

六 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシチオ酢酸 - S - エチル (別名MCPAチオエチル)を含有する製剤

七 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酢酸ナトリウム (別名MCPAナトリウム塩)を含有する製剤

八 エチル = 五 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルカルバモイルスルファモイル) - 一 - メチルピラゾール - 四 - カルボキシラート (別名ピラゾスルフロリエチル)を含有する製剤

九 O - エチル - O - (三 - メチル - 六 - ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート (別名ブタミホス)を含有する製剤

十 S - エチルヘキサヒドロ - 一H - アゼピン - 一 - カーボチオエート (別名モリネート)を含有する製剤

十一 (一RS・二SR・四SR) - 一・四 - エポキシ - p - メンタ - ニ - イル = ニ - メチルベンジル = エーテル (別名シンメチリン)を含有する製剤

十二 S - 四 - クロロ - N - イソプロピルカルバニロイルメチル = O・O - ジメチル = ホスホロジチオアート (別名アニロホス)を含有する製剤

十三 三 - (四 - クロロ - 五 - シクロペンチルオキシ - ニ - フルオロフェニル) - 五 - イソプロピリデン - 一・三 - オキサゾリジン - ニ・四 - ジオン (別名ペントキサゾン)を含有する製剤

十四 四 - クロロ - ニ - (一 - ヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド (別名イナベンフィド)を含有する製剤

十五 (RS) - ニ - [ニ - (三 - クロロフェニル) - ニ・三 - エポキシプロピル] - ニ - エチルインダン - 一・三 - ジオン (別名インダノファン)を含有する製剤

十六 四 - (ニ - クロロフェニル) - N - シクロヘキシル - N - エチル - 四・五 - ジヒドロ - 五 - オキソ - 一H - テトラゾール - 一 - カルボキサミド (別名フェントラザミド)を含有する製剤

十七 (E) - (S) - 一 - (四 - クロロフェニル) - 四・四 - ジメチル - ニ - (一H - 一・二・四 - トリアゾール - 一 - イル)ペンタ - 一 - エン - 三 - オール (別名ウニコナゾールP)を含有する製剤

十八 (二RS・三RS) - 一 - (四 - クロロフェニル) - 四・四 - ジメチル - ニ - (一H - 一・二・四 - トリアゾール - 一 - イル)ペンタン - 三 - オール (別名パクロブトラゾール)を含有する製剤

十九 一 - (ニ - クロロベンジル) - 三 - (一 - メチル - 一 - フェニルエチル)ウレア (別名クミルロン)を含有する製剤

二十 三 - (ニ - クロロ - 四 - メシルベンゾイル) - ニ - フェニルチオビスクロ [三・二・一]オクタ - ニ - エン - 四 - オン (別名ベンゾビスクロン)を含有する製剤

二十一 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酪酸エチル (別名MCPBエチル)を含有する製剤

二十二 O・O - ジイソプロピル - S - ベンジルチオホスフェート (別名IBP)を含有する製剤

二十三 N・N - ジエチル - 三 - メシチルスルホニル - 一H - 一・二・四 - トリアゾール - 一 - カルボキサミド (別名カフェンストロール)を含有する製剤

二十四 一 - [ニ - (シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル] - 三 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イル)尿素 (別名シクロスルファミロン)を含有する製剤

二十五 二・三 - ジクロロ - 四 - エトキシメトキシベンズアニリド (別名エトベンザニド)を含有する製剤

二十六 (RS) - ニ - (二・四 - ジクロロ - m - トリルオキシ)プロピオンアニリド (別名クロメプロップ)を含有する製剤

二十七 二 - [四 - (二・四 - ジクロロ - m - トルオイル) - 一・三 - ジメチルピラゾール - 五 - イルオキシ] - 四 - メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)を含有する製剤

二十八 三 - [一 - (三・五 - ジクロロフェニル) - 一 - メチルエチル] - 三・四 - ジヒドロ - 六 - メチル - 五 - フェニル - ニH - 一・三 - オキサジン - 四 - オン (別名オキサジクロメホン)を含有する製剤

二十九 二・四 - ジクロロフェノキシ酢酸エチル (別名二・四 - PAエチル又は二・四

- Dエチル)を含有する製剤
 三十 二 - [四 - (二・四 - ジクロロベンゾイル) - 一・三 - ジメチルピラゾール - 五
 - イルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)を含有する製剤
 三十一 四 - (二・四 - ジクロロベンゾイル) - 一・三 - ジメチル - 五 - ピラゾリル -
 p - トルエンスルホネート(別名ピラゾレート)を含有する製剤
 三十二 二・三 - ジヒドロ - 三・三 - ジメチルベンゾフラン - 五 - イル = エタンスルホ
 ナート(別名ベンフレセート)を含有する製剤
 三十三 二・六 - ジブromo - 二 - メチル - 四 - トリフルオロメトキシ - 四 - トリフルオ
 ロメチル - 一・三 - チアゾール - 五 - カルボキシアニリド(別名チフルザミド)を含有
 する製剤
 三十四 O・S - ジメチル - N - アセチルホスホロアミドチオエート(別名アセフェー
 ト)を含有する製剤
 三十五 S・S - ジメチル = 二 - ジフルオロメチル - 四 - イソブチル - 六 - トリフルオ
 ロメチルピリジン - 三・五 - ジカルボチオアート(別名ジチオピル)を含有する製剤
 三十六 一 - (. . - ジメチルベンジル) - 三 - (パラトリル)尿素(別名ダイムロ
 ン)を含有する製剤
 三十七 三 - (ジメトキシホスフィニルオキシ) - N - メチル - シス - クロトンアミド(別
 名モノクロトホス)を含有する製剤
 三十八 一 - (四・六 - ジメトキシ - 一・三・五 - トリアジン - 二 - イル) - 三 - [二
 - (二 - メトキシエトキシ)フェニルスルホニル]尿素(別名シノスルフロソ)を含有
 する製剤
 三十九 一 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イル) - 三 - (二 - エトキシフェ
 ノキシスルホニル)尿素(別名エトキシスルフロソ)を含有する製剤
 四十 一 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イル) - 三 - [一 - メチル - 四 - (二
 - メチル - 二H - テトラゾール - 五 - イル)ピラゾール - 五 - イルスルホニル]尿素(別
 名アジムスルフロソ)を含有する製剤
 四十一 一・二・五・六 - テトラヒドロピロロ[三・二・一 - i j]キノリン - 四 - オ
 ン(別名ピロキロン)を含有する製剤
 四十二 . - (二 - ナフトキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアアニリド)を含有す
 る製剤
 四十三 二 - メチルチオ - 四・六 - ビス(エチルアミノ) - s - トリアジン(別名シメ
 トリン)を含有する製剤
 四十四 ブチル = (R) - 二 - [四 - (四 - シアノ - 二 - フルオロフェノキシ)フェノ
 キシ]プロピオナート(別名シハ口ホップブチル)を含有する製剤
 四十五 二 - セコンダリーブチルフェニル - N - メチルカーバメート(別名BPMC)
 を含有する製剤
 四十六 O - 三 - tert - ブチルフェニル = 六 - メトキシ - 二 - ピリジル(メチル)
 チオカルバマート(別名ピリブチカルブ)を含有する製剤
 四十七 二 - クロロ - 二・六 - ジエチル - N - (プトキシメチル)アセトアニリド(別
 名ブタクロール)を含有する製剤
 四十八 (RS) - 二 - プロモ - N - (. . - ジメチルベンジル) - 三・三 - ジメチ
 ルブチルアミド(別名プロモブチド)を含有する製剤
 四十九 S - ベンジル = 一・二 - ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート(別名
 エスプロカルブ)を含有する製剤
 五十 O・O - ジイソプロピル - 二 - (ベンゼンスルホンアミド)エチルジチオホスフ
 ェート(別名SAP又はベンスリド)を含有する製剤
 五十一 二 - ベンゾチアゾール - 二 - イルオキシ - N - メチルアセトアニリド(別名メフ
 エナセツト)を含有する製剤
 五十二 メチル = 三 - クロロ - 五 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イルカルバ
 モイルスルファモイル) - 一 - メチルピラゾール - 四 - カルボキシラート(別名ハ口スル
 フロンメチル)を含有する製剤
 五十三 五 - (二・四 - ジクロロフェノキシ) - 二 - ニトロ安息香酸メチル(別名ピフ
 エノックス)を含有する製剤
 五十四 メチル = 二 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イルオキシ) - 六 - (一
 - メトキシイミノエチル)ベンゾエート(別名ピリミノバックメチル)を含有する製剤
 五十五 メチル = . - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イルカルバモイルスルフ
 アモイル) - o - トルアート(別名ベンスルフロソメチル)を含有する製剤
 五十六 二 - メチルチオ - 四 - エチルアミノ - 六 - (一・二 - ジメチルプロピルアミノ)

- s - トリアジン (別名ジメタメトリン) を含有する製剤

五十七 S - (二 - メチル - ー - ピペリジル - カルボニルメチル) - O・O - ジ - n - プロピルジチオホスフェート (別名ピペロホス) を含有する製剤

五十八 S - ー - メチル - ー - フェニルエチル = ピペリジン - ー - カルボチオアート (別名ジメピペレート) を含有する製剤

五十九 メチル = N - (二 - メトキシアセチル) - N - (二・六 - キシリル) - DL - アラニナート (別名メタラキシル) を含有する製剤

六十 (E) - ニ - メトキシイミノ - N - メチル - ニ - (ニ - フェノキシフェニル) アセトアミド (別名メトミノストロビン) を含有する製剤

六十一 (RS) - 七 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルチオ) - 三 - メチル - ニ - ベンゾフラン - ー (三H) - オン (別名ピリフタリド) を含有する製剤

六十二 (RS) - ニ - (四 - フルオロフェニル) - ー - (ーH - ー・ニ・四 - トリアゾール - ー - イル) - 三 - トリメチルシリルプロパン - ニ - オール (別名シメコナゾール) を含有する製剤

別表第二 (第八条関係)

一 クロルピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

付録 (第二条関係)

$$Q = Q_0 \times A / A_0$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積